

臨時記者発表要旨

と き 平成30年1月26日（金）14時00分～ ところ 佐伯市役所庁議室

佐伯市職員の懲戒処分について

昨年12月2日に市内中の島において、本市建設課の職員が飲酒運転により警察の事情聴取を受け、検挙されるという事案が発生しました。

現行犯でなかったため、その後、警察での捜査により、事実確認が行われ、去る1月24日に行政処分が決定しましたので、これを受けて、本日、職員懲戒審査会及び職員適格性審査会を開催し、同職員に対する懲戒処分及び分限処分を決定しました。

昨年7月の職員の酒気帯び運転により、飲酒運転の撲滅に向けて、組織を挙げて、服務規律遵守のための取り組みを行っていた中で、同様の事案が発生したことは、極めて遺憾であり、市民の皆様の信頼を裏切ることとなり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、飲酒運転撲滅、綱紀肅正を一層徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

（処分の内容は裏面のとおりに）

＜懲戒処分に至った事実の概要＞

同職員は、平成29年12月1日（金）午後10時頃から市内スナックで同僚と2人で、焼酎のお湯割りを4杯程度飲み、12月2日（土）午前2時頃、同僚が代車で帰った後、徒歩で帰宅した。

帰宅後、財布が無いことに気づき、衣服や鞆の中を探したが見つからないため、財布を探すため車の運転をした。その際、市道縁石に乗り上げ視線誘導標1本を損傷した。その後、中の島2丁目で車のエンジンが止まって動かなくなってしまう、市道に車を停車したまま一度自宅へ徒歩で帰ろうとしたが、途中で引き返し車へ戻ったところ、市民からの通報により現場へ来ていた警察官から午前4時40分頃、任意の事情聴取と呼気検査を受けた。この際に呼気1リットル当たり0.25mgのアルコールが検出された。

その後、警察の現場確認等が行われる中で、走行経路やその他の事故の有無などが確定し、1月24日に酒気帯び運転により免許取消2年の行政処分が確定した。